

業庫第14号(例)
2022年3月9日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続」の一部改正に関する件

代理店事務の合理化を図る観点から、現物の供託有価証券の取引を日本銀行本支店に集約することに伴い、標記規程(昭和57年3月8日付国丙第19号)の一部を別紙のとおり改正し、2022年4月11日から実施することとしましたので、通知します(昨年代理店事務説明会においてご連絡した「供託有価証券(現物)取引の日本銀行本支店への集約」にかかる規程改正です)。

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ 03-3279-1111 (代表)
猪俣(内線:3334)、直井(内線:6070)

以 上

「日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続」中一部改正

- 窓口1 2. (1) を次のとおり改める（全面改正）。

(1) 取引関係通知書、印鑑票の確認

- 取引関係通知書の作成者名が次表の取扱主任官等^①であること。

取引種類		取扱主任官等
政府 有価 証券 保管	保管有価証券	取扱主任官
	供託有価証券	同上
		供託官

- 取引関係通知書の作成者名、印影が印鑑票と一致していること^②。
- 次表のように、取引関係通知書の各項目が記載されていること。

取引種類等 項目	政府 保管 有 価 証 券		
	保管有価証券 (取扱主任官分)	供 託 有 価 証 券	
		(取扱主任官分)	(供託官分)
作成者	後任の取扱主任官の所属庁、資格、官職、氏名、印	同 左	後任の供託官の所属庁、官職、氏名、印
本文の冒頭に記載されている者	後任の取扱主任官の官職、氏名	後任の取扱主任官の所属庁、官職、氏名	後任の供託官の所属庁、官職、氏名
本文中の取引内容	貴店との間に政府保管有価証券の寄託に関する取引…	貴店との間に供託有価証券の寄託に関する取引…	
本文中の取引の「開始」または「終止」	開 始	同 左	
理 由	異 動	同 左 ^③	同 左
付 記	前任の取扱主任官の官職、氏名	同 左	前任の供託官の官職、氏名

○ 窓口1 2. (1) の注意事項 (右ページ) ①を横線のとおり改める。

① 供託有価証券の取引については、取扱主任官と供託官からそれぞれ取引関係通知書、印鑑票の提出を受ける。なお、振替国債についてのみ供託有価証券の取引を行っている場合には、供託官からの取引関係通知書および印鑑票の提出は受けない。

○ 窓口1 2. (1) の注意事項 (右ページ) ②の次に次の③を加える。

③ 振替国債についてのみ供託有価証券の取引を行っている場合には、「異動(振替国債に限る)」と記載される。

○ 窓口1 3. (1) イ. (イ) を次のとおり改める (全面改正)。

(イ) 取引関係通知書、印鑑票の確認

○ 取引関係通知書の作成者名が次表の取扱主任官であること。

取引種類		取扱主任官
政府 有価 証券 保管	保管有価証券	取扱主任官
	供託有価証券	同上

○ 取引関係通知書の作成者名、印影が印鑑票と一致していること③。

○ 次表のように、取引関係通知書の各項目が記載されていること。

取引種類等 項目	政府保管有価証券	
	保管有価証券 (取扱主任官分)	供託有価証券 (取扱主任官分)
作成者	残務を承継する取扱主任官の所属庁、資格、官職、氏名、印	同左
本文の冒頭に記載されている者	残務を承継する取扱主任官の官職、氏名	残務を承継する取扱主任官の所属庁、官職、氏名
本文中の取引内容	貴店との間に政府保管有価証券の寄託に関する取引・・・	貴店との間に供託有価証券の寄託に関する取引・・・
本文中の取引の「開始」または「終止」	開始	同左
理由	廃止に伴う残務承継	同左 ^④
付記	取引を終止する取扱主任官の官職、氏名	同左

○ 窓口1 3. (1) イ. (イ) の注意事項 (右ページ) ③の次に次の④を加える。

④ 振替国債についてのみ供託有価証券の取引を行っている場合には、「廃止に伴う残務承継 (振替国債に限る)」と記載される。

○ 窓口1 3. (2) の注意事項 (31ページ) ①を横線のとおり改める。

① 供託有価証券の取引については、取扱主任官と供託官からそれぞれ取引関係通知書 (終止届) の提出を受ける。なお、振替国債についてのみ供託有価証券の取引を行っている場合には、供託官からの取引関係通知書および印鑑票の提出は受けない。